

教 人 第 527 号
令和 7 年 7 月 15 日

学 校 長
校長代理

人権健康教育課長

教員による性的画像撮影事案を踏まえた安全点検表への項目追加について（通知）

本市及び名古屋市の教員が性的姿態等撮影罪及び性的映像記録提供罪容疑で逮捕されたことを受けて、児童生徒の安全安心な学校生活を守るとともに、児童生徒及び保護者等関係者の不安の解消や、今後の再発防止策の徹底に取り組む必要があり、令和 7 年 6 月 30 日教育長通知「教員による性的画像撮影事案を踏まえた緊急対応・対策の徹底について（通知）」にあるように、「全教室等での隠しカメラ等の点検」についても、徹底して行う必要があると考えます。

各学校におかれましては学校安全計画に基づいて日頃の安全点検を行っていただいておりますが、使用している安全点検表について、各教室や廊下等に「隠しカメラ等の不審物がないか」を項目に追加し、各学校における再発防止に向けた取組を徹底いただきますようお願いいたします。また、現在定期的に行っていただいている安全点検に加えて、長期休業前後などの不定期な点検にも必要に応じて取り組んでいただくようお願いします。

1 追加項目の例

「隠しカメラ等の不審物はないか」

2 掲載場所

学校便利帳＞マニュアル・様式（カテゴリ別一覧）安全＞学校安全点検シートサンプル

3 安全点検における留意点

- ・ トイレ、教室、ロッカー、更衣室等、学校施設全体で隠しカメラ等不審なものが設置されていないかを点検する際は、必ず複数人で進めるようお願いします。
- ・ 校内で隠しカメラ等の不審物を発見した場合、管理職に速やかに報告してください。また、現場保存等の観点から速やかに警察等関係機関に連絡し、連携するようお願いします。
- ・ 不審物に気付けるよう、日頃から施設の整理整頓をお願いします。

《参考資料》

- ・ 隠しカメラの発見方法

担当 人権健康教育課
電話 671-3275